

消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書

平成29年7月17日

〒104-0061

東京都中央区銀座4-10-10
銀座山王ビル4階
株式会社 スタイルズ 御中

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

適格消費者団体特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-6880

H P : <http://okayama-con.net>



前略

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不當条項の使用の中止の申入れや、団体訴権行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、平成19年6月6日に設立されたNPO法人です。平成27年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当団体のウェブサイトをご参照ください）。

さて、既に平成28年2月12日付申入書及び平成28年12月27日付申入書（再）において指摘させていただいておりますとおり、当団体

において、貴社が使用する「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」（以下「本件約款」という。）第7条【本会場における事故・盗難について】（以下「本件条項」という。）の内容を検討したところ、同条項について消費者契約法に違反すると思われる項目があると判断いたしました。もっとも、上記いずれの申入れについても、誠に残念ながら、貴社から何度か電話による連絡があったのみで、本日まで書面による回答はいただけおりません。当団体としては、貴社より上記各申入れで指摘させていただいた本件条項について現在利用していない等の回答がなされていない現状においては、現時点においても本件条項が不特定かつ多数の消費者との間の契約に利用されていると考えざるをえません。そのため、当団体は、貴社に対し、裁判上の差止請求権行使せざるをえないとの結論に達しました。したがって、当団体は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として本書面を送付いたします。

これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後には、当団体は、貴社に対し、消費者契約法第12条第3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。

（訴えを提起する予定の裁判所）岡山地方裁判所

第1 請求の要旨

当団体が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、消費者との間で、結婚式場利用契約を締結するに際し、会場において発生した事故・盗難の責任について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行わないようしてください。
- 2 貴社は、前項の条項が記載された書面を破棄してください。
- 3 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布してください。

記

株式会社スタイルズは、消費者との間で結婚式場利用契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した結婚式場利用契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された契約書面は全て破棄してください。

第2 紛争の要点

1 貴社の結婚式場利用契約の内容

貴社は、不特定かつ多数の消費者との間で、結婚式場利用契約（以下「本件契約」という。）を締結しています。

貴社が、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、消費者に対して添付する貴社作成の本件約款は、会場において発生した事故・盗難について、貴社が一切の責任を負わない内容となっています。

しかしながら、かかる条項は、下記に述べるとおり、消費者契約法の規定に反し違法であると考えます。

2 本件条項が消費者契約法第8条第1項第1号に違反すること

前述のとおり、本件条項は、会場において発生した事故・盗難について、貴社が一切の責任を負わない内容となっています。

しかしながら、貴社の施設内で発生した事故や盗難である以上、貴社の故意又は過失が原因で事故や盗難が発生する場合があると考えられます。本件条項は、そのような場合であっても貴社が「一切責任を負えません」とする内容となっております。

よって、本件条項は「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」にあたるといえ、消費者契

約法第8条第1項第1号により、無効になると考えられます。

3 結論

以上のとおり、本件契約の本件条項は、消費者契約法第8条第1項第1号に違反するものであり、請求の要旨記載のとおりの対応を求めます。

早々

別 紙

契約条項目録

第7条 本会場における事故・盗難について

本会場ではクローケを設け、本パーティー等の開催日当日ご出席されるお客様のお荷物などを預かりさせて頂くサービスを行っておりますが、現金、貴重品などの高価品のお預かりはお断りをさせて頂いております。万一、本会場におきまして事故・盗難が発生した場合、弊社としましては一切責任を負えませんので、十分ご注意頂きますようお願いいたします。

以上